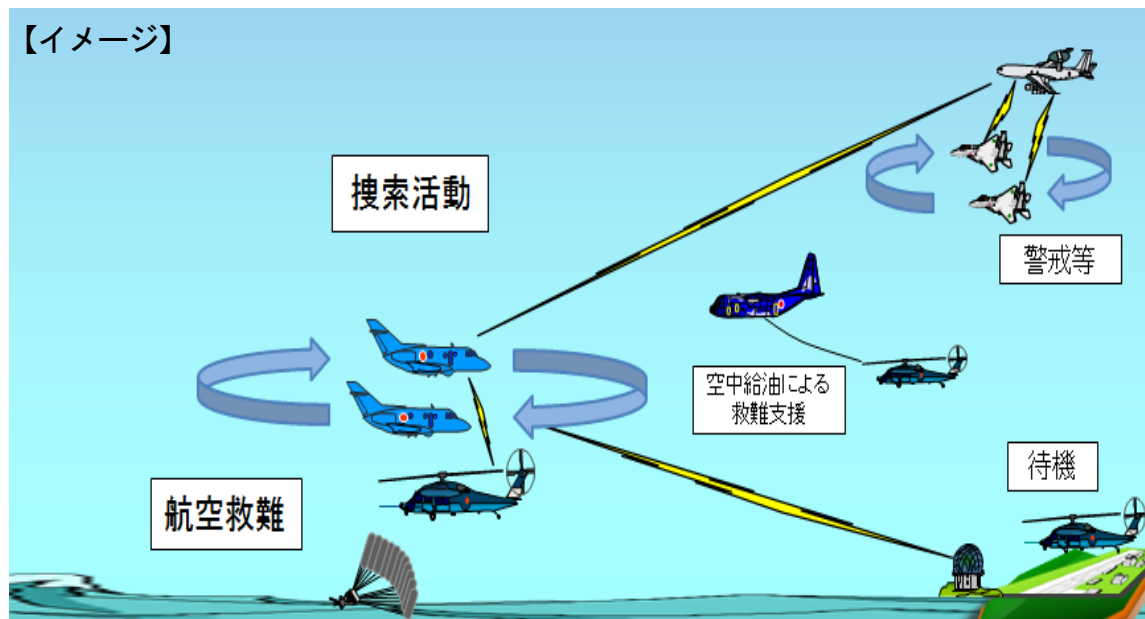


搜索救助活動についての政府の考え方

- 自衛隊が行う搜索救助活動としては、例えば支援対象国の軍隊の航空機が撃墜され、操縦者が負傷し、公海上に漂流して救難を待っているような場合、救難搜索機や救難ヘリコプターで救難者が所在する地点まで進出し、搜索・発見・救助して帰還するオペレーションが想定される。また、早期警戒管制機や戦闘機による警戒等を実施することや、救難者の搜索には、一定の時間を要することも考えられることから、空中給油機によりこれらの航空機に空中給油することも想定される。



- このような搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場に自ら赴いて実施することはない。
- 他方、例えば戦闘行為が行われていない公海上で、搜索救助活動を実施している際に、状況が急変し、我が国の支援対象国及び当該国と敵対する国の軍隊の航空機が接近し、その場において、両国の軍隊の航空機による戦闘行為が発生する場合も考えられる。この場合に、搜索救助活動を行うことができるにもかかわらず、これを一時休止・中断するということは、負傷して漂流する救難者をその場に置き去りにすることにほかならず、人命を失うことに直結しかねない。

このため当該活動が人命救助を目的として、人道的見地から行われるものであることに鑑み、例外的に一時休止・中断せず継続して実施できるとする。なお、人道的見地から本活動を実施するという趣旨に鑑み、救難者が敵対する国の軍隊の戦闘員であったとしてもこれを救助することとなる。